

平成24事務年度の税関による 関税及び内国消費税の徴収状況 ～事後調査及び犯則調査の結果～

関税局調査課長

西方 孝

I 輸入事後調査

1. 輸入事後調査とは

税関では、貿易円滑化のために迅速な通関を行い、事後に当該納税申告が適正に行われているか否かを確認することで、輸入される貨物の迅速通関と適正課税の双方を確保するよう努めております。近年、貿易取引の複雑・多様化が進む中で、適正かつ公平な課税を確保するために、税関職員が輸入者の事業所等を訪問し、輸入取引の形態や貨物代金の決済方法等についての質問や契約書や発注書等の帳簿書類等の確認等を行っています。調査の結果、申告内容に誤りがあることが判明した場合には、輸入者に対する修正の勧奨又は更正等により、適正な課税を確保しています。

億円、追徴税額に含まれる重加算税は約46億円であり、ともに過去最高額でした（(表1)参照）。

(参考) これまでの最高額は、追徴税額は平成23事務年度の155億7,907万円、重加算税額は平成22事務年度の1億2,980万円でした。

納税額の不足が多かった品目は、1位肉類、2位電気機器、3位機械類、4位医療用品、5位織物衣類となっており、2位の電気機器から5位の織物衣類までは毎年上位となっている品目です（(表2)参照）。

平成24事務年度の実績については、冷凍豚肉に係る高価申告による多額の納税不足事案があったことが特筆点として挙げられます。

これにより、追徴税額が前年に比べ大きく増加

(表1) 輸入事後調査の状況

2. 事後調査の結果

平成24事務年度（平成24年7月から平成25年6月までの1年間）に、全国の税関では4,960者の輸入者に対して輸入事後調査を実施し、このうち約7割の3,402者の輸入者について申告漏れ等が判明しました。申告漏れ等に係る課税価格は約1,640億円、これに対する追徴税額は約299

		平成24事務年度		平成23事務年度
			対前年度比	
調査を行った輸入者①		4,960者	-18.7%	6,098者
申告漏れ等のあった輸入者②		3,402者	-20.7%	4,290者
申告漏れ等の割合②/①		68.6%	-1.8ポイント	70.4%
申告漏れ等に係る課税価格		1,639億9,708万円	-33.6%	2,468億5,063万円
追徴税額	関税	205億9,533万円	682.6% (約8倍)	26億3,159万円
	内国消費税	92億9,935万円	-28.2%	129億4,748万円
	計	298億9,468万円	91.9%	155億7,907万円
	加算税	51億61万円	694.1% (約8倍)	6億4,234万円
	重加算税	46億1,970万円	10026% (約101倍)	4,562万円

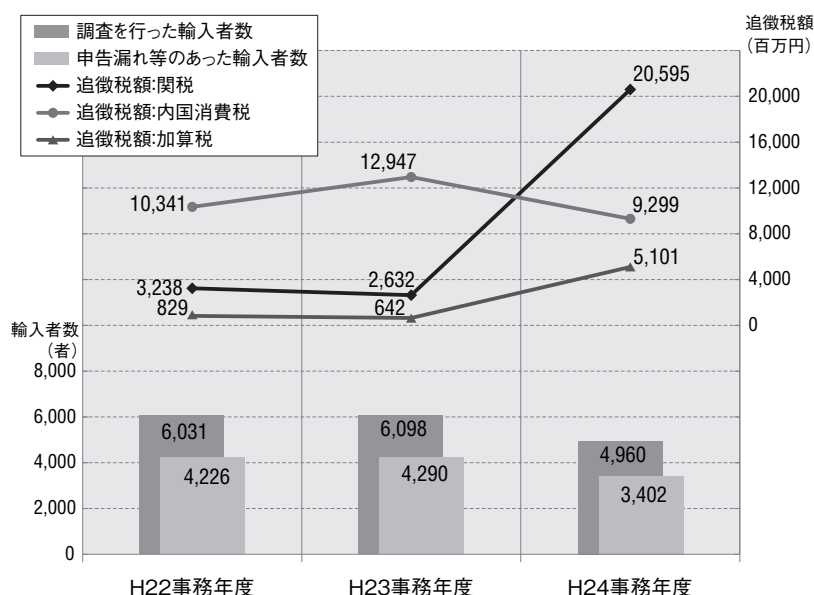
(注) 対前年比の%は、前年からの増加若しくは減少の数値で表示しています。
内国消費税：輸入する貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。
申告漏れ等：課税価格に漏れがあったもののほか、適用税率に誤りがあったものも含まれます。
追徴税額：納税額の不足分と課税価格の申告額が過少であった場合などに課す加算税額とを合算したものをいいます。

(表2) 納付不足税額が多い上位5品目

平成24事務年度				平成23事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	02類	肉類	135億8,771万円	90類	光学機器等	19億5,483万円
2	85類	電気機器	13億5,543万円	30類	医療用品	18億6,640万円
3	84類	機械類	11億4,807万円	84類	機械類	16億5,924万円
4	30類	医療用品	11億4,798万円	85類	電気機器	16億4,217万円
5	62類	織物衣類	7億6,481万円	29類	有機化学品	9億9,809万円

(注) 分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されています。

(図1) 前3事務年度の推移グラフ



しており、納付不足税額が多い上位品目に昨事務年度は無かった「肉類」が1位で登場しました。

また、この事案の調査に多くの時間を必要としたことなどにより、調査を行った輸入者数等が減少していますが、同事案により追徴税額の内訳として関税と加算税がともに前年の約8倍と大幅に増加しました（(図1)参照）。

3. 主な関税・内国消費税申告漏れ等の事例

平成24事務年度の輸入事後調査において申告漏れが判明したもののうち、主な申告漏れ等の事例を紹介します。

事例1：冷凍豚肉にかかる高価申告（重加算税が

賦課された事例)

輸入者Aは、外国から冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度における輸入品の価格が高いものとして低率な4.3%の従価税率を適用して申告していました。

しかしながら、実際の取引価格は輸入申告した価格より低い価格であるため、適用税率は、従価税率ではなく基準輸入価格との差額となるべきものでした。

その結果、申告が過大であった課税価格は約101億1,100万円、追徴税額は約

135億8,500万円（納付不足税額約100億6,500万円、重加算税額約35億2,000万円）でした。

事例2：仮価格インボイスと決定価格との差額の申告漏れ

輸入者Bは、イギリスの輸出者からワクチンを輸入しており、輸出者が暫定的に作成した仮価格のインボイスで輸入し支払いも行っていましたが、輸入後に取引価格が決定され、仮価格と決定価格との差額を請求されて支払っていました。本来、この差額は課税価格に含まれるべきものでしたが、差額について修正申告を行っていませんでした。

その結果、申告漏れ課税価格（図2）事例5取引形態図は約69億5,600万円、追徴税額は約3億4,800万円でした。

事例3：輸入者が無償提供した材料及び金型に係る費用の申告漏れ

輸入者Cは、中国の輸出者からパチンコ台の部品を輸入しており、輸出者に対して輸入貨物の生産に必要な材料及び金型を無償で提供していました。本来、この無償提供した材料及び金型の費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れの課税価格は約22億3,700万円、追徴税額は約1億1,200万円でした。

事例4：輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ

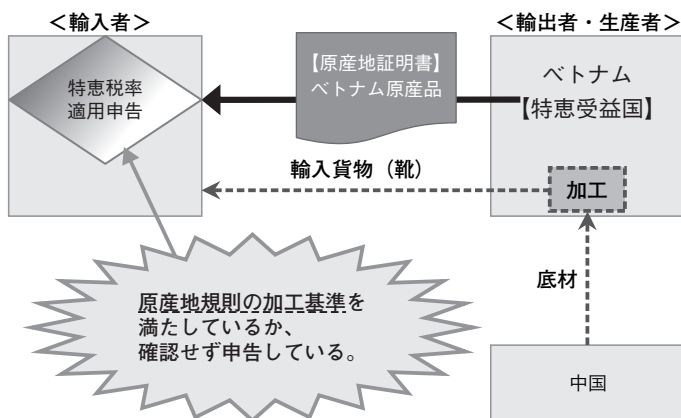
輸入者Dは、中国の輸出者から自動車部品を輸入しており、その特許権等に関するロイヤルティを関連企業に対し支払っていました。本来、このロイヤルティは課税価格に含めるべきものでしたが、Dは課税価格に含めずに輸入申告していました。

その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は約11億6,000万円、追徴税額は約5,800万円でした。

事例5：EPA特惠税率の適用誤り

輸入者Eは、ベトナムの輸出者から輸入した靴について、ベトナムの原産品として日ベトナムEPAに基づく特惠関税率（EPA特惠税率）を適用して申告していました。しかしながら、この靴の生産に使用された底材が中国から調達されており、ベトナムの原産品としての資格を与

（図2）事例5取引形態図



えるための条件を満たしていないため、EPA特惠関税率を適用することはできないものでした。

その結果、その他の申告漏れも含め、追徴税額は約7,700万円でした。

II 犯則調査

1. 犯則調査とは

犯則調査とは、輸入事後調査とは別に、不正な手段により故意に関税や内国消費税（以下「関税等」という。）を免れた納税義務者（輸入者）に対して、不足税額を課すほかに、そうした反社会的行為（犯罪行為）に対して刑事責任を追究するため、犯罪捜査に準ずる方法で、その事実の解明を行う調査です。調査の結果、不正な手段により故意に関税等を免れたもの（犯則）であるとの心証を得たときは、税関長による通告処分（注1）又は検察官への告発（注2）を行うこととなります。

このように、関税等の脱税事件に係る犯則調査は、大口・悪質な脱税者の刑事責任を追究し、適正かつ公平な課税を実現するという重要な使命を担っています。

（注1） 通告処分：犯則調査の結果、その情状が罰金刑に相当するときに、税関長がその罰金に相当する金額の納付を求める行政処分。

（注2） 告 発：犯則調査の結果、その情状が懲役刑に相当するときに、又は通告処分を履行する資力がなげるとき等に、税関長が犯則事実を検察官に告知すること。

(表3) 犯則調査の状況

		平成24事務年度		平成23事務年度
			対前年度比	
着手件数		128件	98%	130件
処分件数		106件	78%	136件
脱税額	告発件数	3件	43%	7件
	通告件数	103件	80%	129件
	関税	7億1,428万円	5%	158億567万円
	内国消費税	4,653万円	155%	3,005万円
	計	7億6,081万円	5%	158億3,571万円
	告発分	関税	7億920万円	4%
	内国消費税	2,968万円	711%	418万円
	計	7億3,887万円	5%	158億446万円

(注) 1. 処分件数には、平成24事務年度以前に着手し、当該事務年度に処分したのものを含む。
2. 脱税額の合計は、端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 犯則調査の結果

平成24事務年度において、全国の税関では128件の関税等の脱税事犯に係る犯則調査に着手しました。

また、犯則調査の結果、同事務年度に処分を行った件数は106件であり、その内訳は、告発が3件、通告処分が103件でした。

なお、これらの処分した事件に係る関税等の脱税額は、総額で約7億6,000万円となりました（(表3)参照）。

脱税額を税目別に見ると、関税については、輸入豚肉に係る過去最高額の脱税事件の処分を行った前事務年度を大きく下回ったものの、本事務年度においても輸入豚肉に係る高額脱税事件を告発したことにより、約7億1,400万円となりました。

一方、内国消費税の脱税額については、前事務

年度の約1.5倍となる約4,700万円となりました。この主な脱税品目としては、金地金、衣料品、たばこ等が挙げられます（(図3)参照）。

3. 主な関税等脱税事件の事例

① 輸入豚肉に係る高額関税脱税事件

東京税関は、平成25年2月及び3月に、カナダ及びフランスから冷凍豚肉を輸入する際、偽って作成したインボイスを税関に提出し、関税額を過少に申告し、約6億9,000万円の関税を免れた日本人1名を関税法違反の疑いで告発しました。

② 金地金密輸入事件

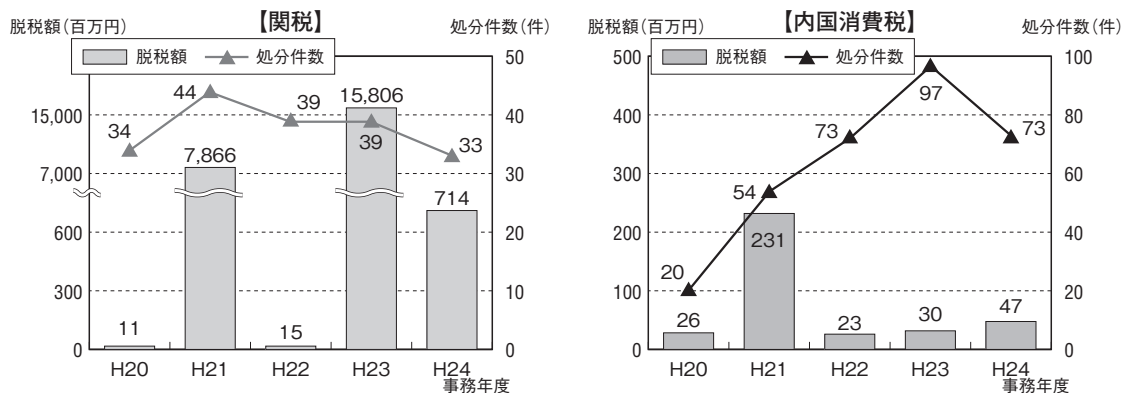
航空機旅客Aは、入国に際し、免税店の手提袋に金地金を隠匿し、これを申告しないで、消費税等を不正に免れようとしてしました（(図4)参照）。

なお、こうした金の密輸による消費税脱税額は約2,700万円にのぼり、内国消費税脱税額全体の約6割を占めました。

③ 紙巻たばこ密輸入事件

航空機旅客Bは、入国に際し、発泡スチロール箱に大量の紙巻たばこを隠匿し、これを申告しな

(図3) 犯則処分件数及び脱税額の推移



(図4) 金地金密輸入事件



(図5) 紙巻たばこ密輸入事件



いで、たばこ税等を不正に免れようとしたことにより関税を不正に免れる事案が後を絶たないこと等を踏まえ、昨年4月、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するための関税局長通達を発出し、税関における輸入豚肉に係

る審査・検査の充実等を図っているところです(表4)参照)。
なお、こうした紙巻たばこ密輸入事件の処分は60件にのぼり、内国消費税脱税事件全体の約8割を占めました

Ⅲ 最近の輸入豚肉に係る不正事案への対応

輸入豚肉については、輸入品の価格を高く偽ることにより関税を不正に免れる事案が後を絶たないこと等を踏まえ、昨年4月、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保するための関税局長通達を発出し、税関における輸入豚肉に係

る審査・検査の充実等を図っているところです(表4)参照)。

Ⅳ おわりに

以上のとおり、平成24事務年度においても、偽りその他の不正な行為により関税等を免れようとする事案は後を絶たないことから、関税局・税関では、こうした事案に厳正に対処することにより、適正、公正な課税を実現して参りたいと考えております。

引き続き、税関行政につきまして、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

(表4) 最近の輸入豚肉に係る処分実績
(平成23、24事務年度)

○事後調査によるもの

更正年月日	仕出地	追徴税額
H24.12	カナダ、米国	約8千万円
H25. 5	カナダ、米国	約4億6千万円
H25. 6	デンマーク、米国、カナダ チリ、スペイン、ハンガリー	約135億9千万円
H25. 6	デンマーク、米国、カナダ チリ、スペイン、ハンガリー	約41億1千万円

○犯則調査によるもの

告発年月日	仕出地	脱税関税額
H23.10	デンマーク	約4千万円
H23.11		
H24. 5	米国、カナダ、デンマーク	約136億3千万円
H24. 5	米国、カナダ、チリ	約21億1千万円
H25. 2	カナダ、フランス	約6億9千万円
H25. 3		

プロフィール

西方 孝 (にしがた たかし)

防衛省装備施設本部輸入調達課長、同省大臣官房文書課法令審査官等を経て、平成24年9月から現職。